

高病原性鳥インフルエンザ対応防疫対策本部会議

平成22年11月30日（火）17：00～

県災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）

1 開催目的

11月29日に安来市において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに対応するため、防疫対策本部会議を開催する。

2 会議内容

(1) 島根県安来市の発生状況及び島根県・農林水産省の対応について

(2) 本県の対応状況について

・防疫対策

・広報・相談窓口

・県内農家の調査結果

(3) 今後の対応

・高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業

(4) その他

島根県報道発表資料[一覧へ戻る](#)**2592 島根県危機管理対策本部会議の開催結果について**

平成22年11月30日
消防防災課
 廣戸、川上
 TEL : 0852-22-6486
 Mail : shoubou-bousai@pref.shimane.lg.jp

本日、標記会議を下記のとおり開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：平成22年11月30日（火）9:00～9:20

場 所：島根県庁6階 防災センター室

出席者：知事、副知事、各部局長、危機管理監 計16名

内 容：下記のとおり

現在の状況と今後の対応について**（農林水産部）**

- ・安来市の採卵鶏農家において鳥インフルエンザの疑いの強い事例が発生した。
- ・昨夜の危機管理連絡会議の段階では、動物衛生研究所に検体を送って、確定させてから殺処分等の防疫措置を実施する予定であったが、その後、農林水産省において、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（本部長：農林水産大臣）が設置され、防疫指針に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施することが決定された。
- ・29日の夜の間に、半径10km圏内の養鶏農家に対して、事実上の移動制限を実施している。併せて、罹患の状況をチェックしたが、現時点では、他の農家において異常がないことを確認した。
- ・殺処分は、本日からの実施に向けて準備中。人員・機材が不足するようであれば、国から支援がある予定。
- ・殺処分した鶏の焼却炉について、国に手配を依頼している。
- ・埋却については、現在、安来市と協議中。
- ・消毒ポイントの選定については、本日中に調整して決定する予定。
- ・国の専門家による支援チーム5名が来県予定。また、農林水産省の松木政務官も本日来県。
- ・今回は、最終的な検査結果を待たず、発生農場の鶏については疑似患畜として扱い、可及的速やかに殺処分等の措置を実施する。併せて、10km圏内の農場については、移動・搬出等の制限を実施する。

（商工労働部）

- ・昨夜の危機管理連絡会議を受けて、県内商工業者等に対して関係団体を通じFAXにて情報提供。
- ・観光への風評被害が心配されるため、各県外事務所（東京、大阪、広島）に対して、風評被害の防止に向けた対応を要請。また、鳥取県の観光部局と連携・協力して取り組むことを確認。
- ・今後の対応は、県内商工業者等への影響の把握、風評被害の防止、商工業者向け相談窓口の開設、対策資金（セーフティネット資金）の発動を検討する。

（健康福祉部）

- ・本日から、各保健所において相談窓口を設置。
- ・各市町村、医師会、医療機関に対して情報提供。
- ・防疫措置の従事職員の健康調査を実施する体制を準備中。

（政策企画局）

- ・広く県民の皆様に情報提供するため、島根県ホームページのトップに情報を掲載。

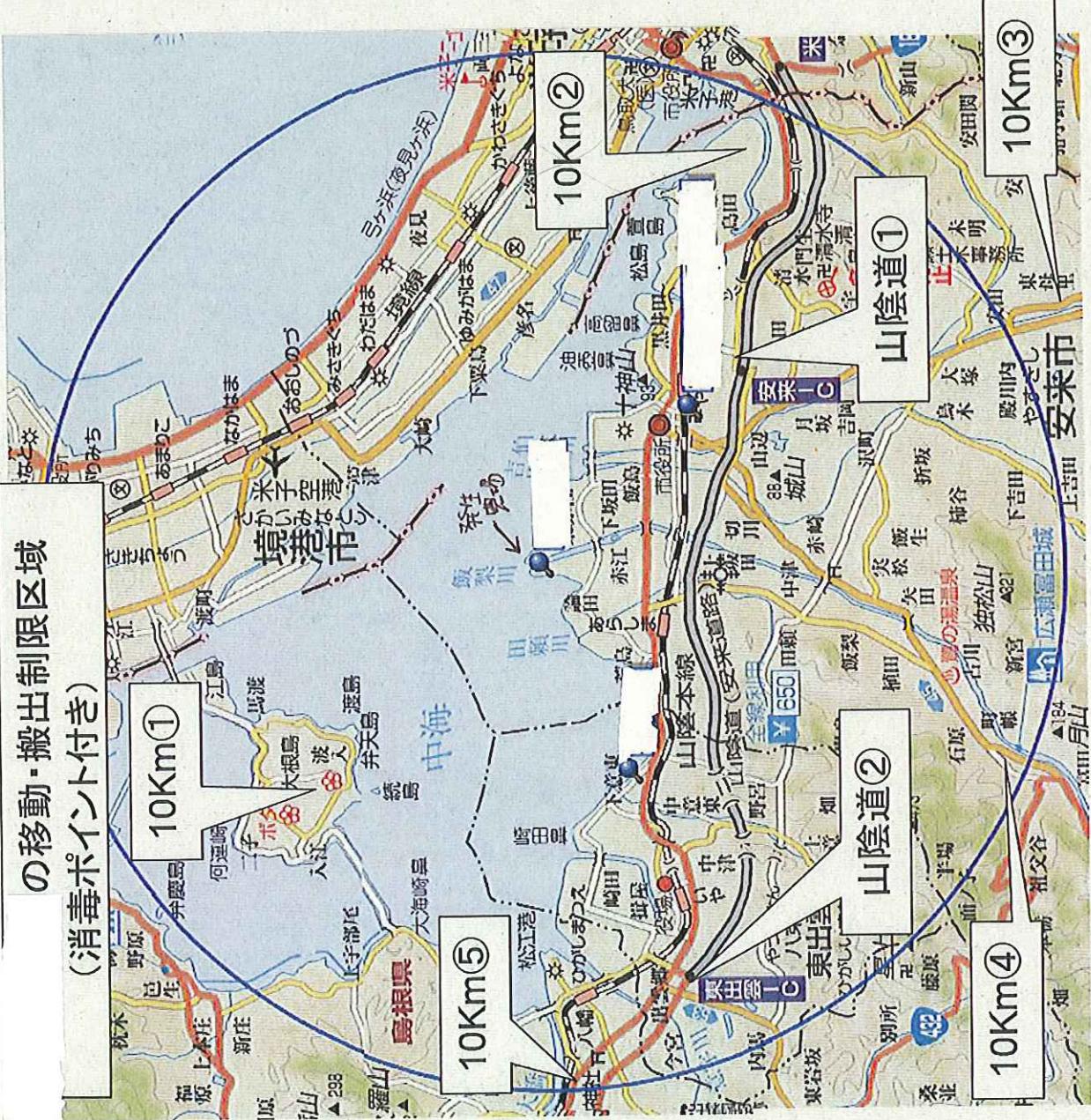
会議終了にあたり、知事より指示

- ・ 昨夜、県では高病原性鳥インフルエンザ疑い事例の対応について、準備に入っているが、国は対応を早く実施するため、防疫対策本部を設置した。
- ・ 動物衛生研究所でウイルスの確認が行われており、現時点では結果が出ていない状況であるが、高病原性鳥インフルエンザの疑いが非常に強いということで、前倒しで飼養家きんの殺処分、移動制限等の準備が進んでいる。
- ・ 各部局相協力して対応すること。
- ・ 人に感染することはめったにないとされるが、衛生管理等に注意すること。
- ・ 県民の方々に対して、正確な情報を的確に伝えること。
- ・ 国と相協力して万全の体制を築き、他に波及しないよう努めること。
- ・ 原因の分析等もしっかりと行い、今後の対策等に十分心掛けること。

一覧へ戻る

島根県消毒ポイント設置(予定)場所

【松江・資料3-4】



島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」の設置について

- 本日、島根県の農場の採卵鶏に、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、本日、農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置・開催し、今後の対処方針を決定しました。
- 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地： 島根県安来（やすぎ）市

飼養状況： 採卵鶏（成鶏 2 万羽、育雛 3,300 羽）

2. 経緯

- (1) 本日、島根県は、死亡鶏の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- (2) 顕著な死亡率の上昇は認めないが、インフルエンザ簡易検査で 5 羽中 3 羽陽性。
- (3) 同県は当該農場に対し、家きん・卵等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4) 家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施したところ、H5 亜型であることを確認。
- (5) 今晚、約 30 羽の死亡が確認されたこともあり、現時点で疑似患畜とする。

3. 今後の対応

本日、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置・開催し、今後の対処方針を以下のとおり決定しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

(1 / 2)

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
5. 島根県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
6. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
7. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

- (1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願ひします。

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：伏見、嶋崎

代表：03-3502-8111（内線 4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

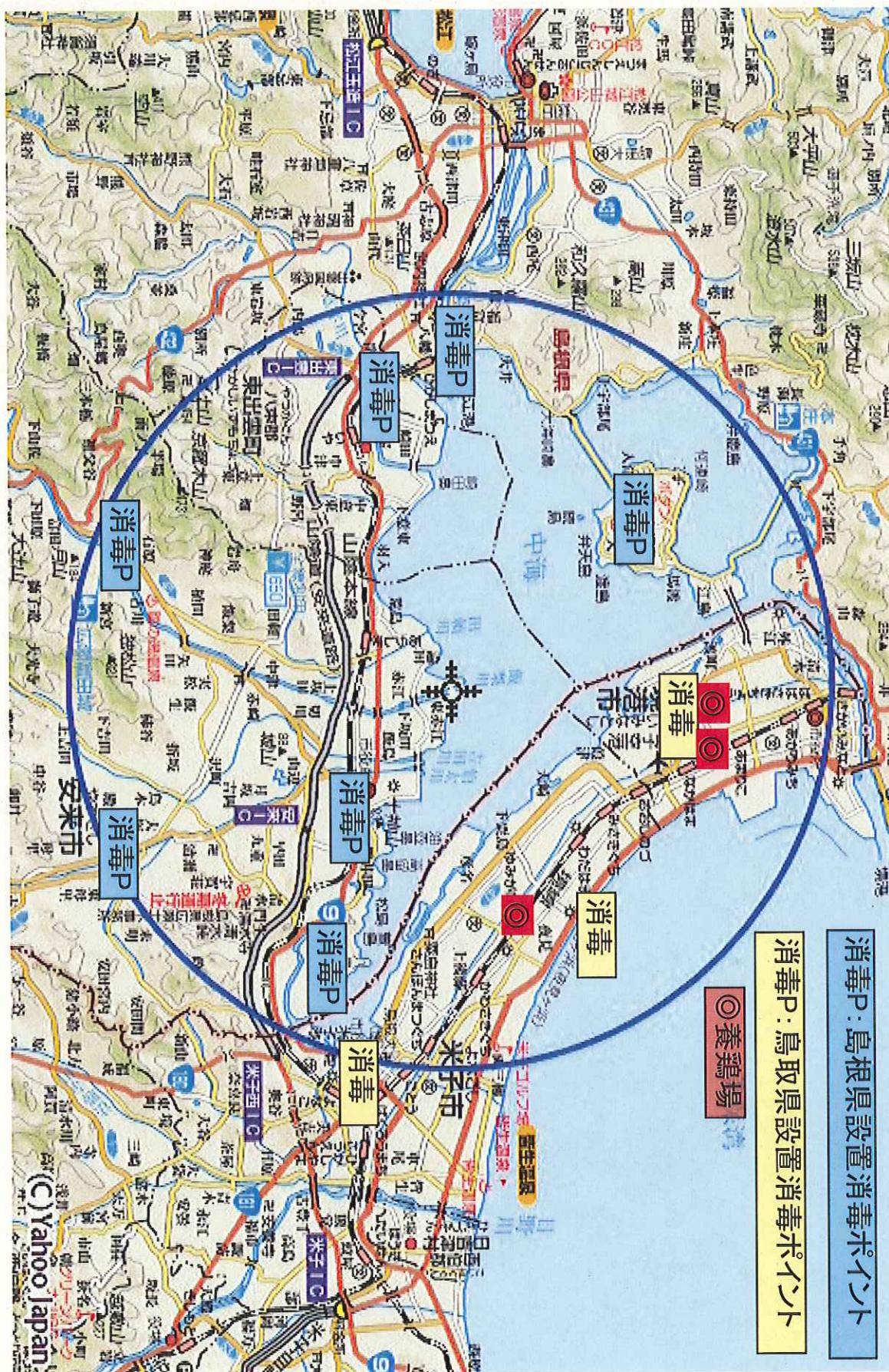
<http://www.maff.go.jp/j/press/>

島根県で発生した高病原性鳥インフルエンザに対する本県のこれまでの対応経過

H22.11.30

畜産課

日	時	項目	内容
H22.11.29	11:05	島根県からの一報受理	安来市内の養鶏場で鳥インフルエンザ簡易キットで陽性
	12:45	農林水産部次長協議	通報内容、今後の対応確認
		3家保へ連絡	・島根県内で疑い事例発生の連絡 ・10km圏内に3農場
	15:00～17:00	移動自粛要請	西部家保半径10キロ圏内の3農場に要請
		立入検査	西部家保3農場に立入検査→異常なし
	19:20	部次長協議	防疫対策会議の開催について
	20:30	知事協議	防疫対策会議の開催について
		消毒ポイント	西部家保が2カ所選定
	23:00	防疫対策会議	知事以下関係部局参集 発生状況、本県における防疫対策、今後の対応協議
H22.11.30	0:00	疑似患畜確定	農林水産省がPCR検査をもって疑似患畜とした
	7:30	3農場	西部家保が3農場(臨床検査、抗体検査、ウイルス遺伝子検出検査)
		消毒ポイント稼働 3カ所×3人体制	7:00～21:00 ・竜ヶ山(境港市三軒屋町4043) ・陰田(米子市陰田町付近 R180線米子バイパス) 11:30～21:00 ・弓ヶ浜(米子市富益町付近 R431弓ヶ浜展望駐車場)
	8:00～	移動制限区域内における発生状況検査	各家保が立入検査実施(6班体制 H22.11.30～H22.12.2) ・境港市65戸 ・米子市111戸
	8:30	県下全農家立入検査	各家保立入検査



鳥取県における消毒ポイントの設定について

平成22年11月30日

島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生をうけて、
鳥取県では、搬出制限区域10km地点付近に消毒ポイントを3カ所設定しました。
区域内から区域外に出ようとする、養鶏関係車両は開設時間内に必ず消毒ポイ
ントを通っていただきますようお願い申し上げます。

1. 竜ヶ山ポイント(境港市三軒屋町4043)
→ 境港市営陸上競技場駐車場
2. 陰田ポイント(米子市陰田町付近)
→ 国道180号線米子バイパス、米子西I.C南100m付近
3. 弓ヶ浜ポイント(米子市富益町付近)
→ 弓ヶ浜展望駐車場： 国道431号線美保湾岸

※消毒ポイント開設時間：午前7時～午後9時

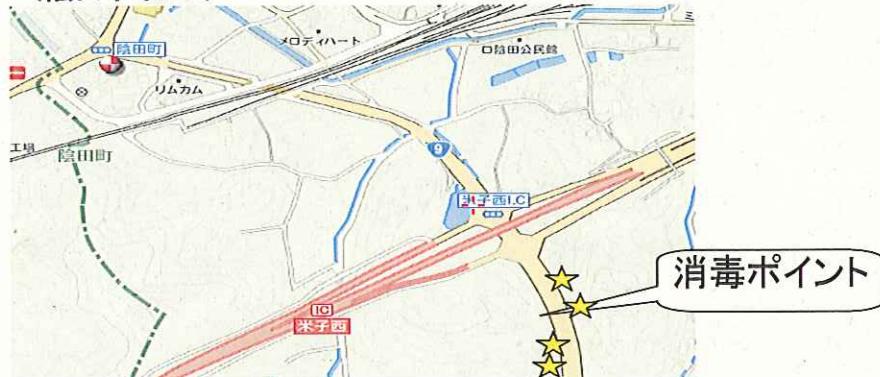
<竜ヶ山ポイント>



消毒ポイント

★ : 消毒ポイント予告看板

<陰田ポイント>



消毒ポイント

★ : 消毒ポイント予告看板

<弓ヶ浜ポイント>



消毒ポイント

★ : 消毒ポイント予告看板



注目・新着情報 防災・救急	報道提供資料
--	------------------------

注目情報

[県議会11月定例会の会期は11月24日から12月17日](#)

[県議会11月定例会付議案](#)

[平成22年度11月補正予算案の概要](#)

[現在募集中のパブリックコメントは3件です](#)

[島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への鳥取県の対応](#)

新着情報 [→全ての新着](#) [RSS](#)

[鳥取県の賃金・労働時間及び雇用の動き\(平成22年9月\)](#)

[島根県安来市における高病原性鳥インフルエンザの疑いの強い事例の発生を受けた防疫対策会議の開催](#)

[とっとり人権情報誌ふらっと第14号を発行](#)

[平成23年度鳥取県非常勤職員\(事務\)等採用試験面接試験の御案内](#)

[下市前築地遺跡\(大山町\)の現地説明会を開催](#)

分野別県政情報 [→全ての分野別](#)

防災と治安 くらしと環境 教育と学び 福祉と保健、医療 産業と雇用 県土整備と交通	防災/危機管理/国民保護/消防/防犯・交通安全.. 消費生活/住まい/景観/食の安全/環境/リサイクル/エネルギー.. 学校教育/生涯学習/スポーツ.. 障がい者福祉/高齢者福祉/子育て/DV対策/健康や医療.. 新産業/中小企業/企業立地/産官学/貿易/雇用/農林水産/食.. 道路/都市計画/建築/河川、海岸/治山砂防/空港/港湾/工事/運輸..
--	--



11月29日に島根県安来市において、高病原性鳥インフルエンザ
強い事例が発生したことに対応するため、鳥取県高病原性鳥イン
対応防疫対策会議を開催しました。

日時

11月29日(月)午後11時から

場所

第四応接室(県庁本庁舎3階)

出席者

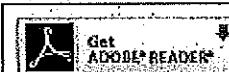
知事、関係部局長、警察本部警備第二課長 ほか

内容

1. 島根県安来市の発生状況について
2. 本県における防疫対策について
3. 県民、農家への周知について

会議資料

会議資料(PDF:2801KB)



※PDFをご覧頂くにはアドビリーダーが必要です
お持ちでないかたはこちらからダウンロードして

県民の皆様へのメッセージ

1. 鶏肉、鶏卵は安心して召し上がれます。
2. ペットの鳥などに異常があれば県又は市町村にご連絡ください。
3. 野鳥の死体を見つけた場合は、県又は市町村にご連絡ください。

消費者用啓発パンフレット(PDF:147KB)

鳥インフルエンザの ほんとのほんと ご存じですか?



鳥インフルエンザとは?

★鳥インフルエンザウイルスは、いくつかのタイプがあり、感染した鶏、アヒル、七面鳥、ウズラ等は、元気がなくなったり、死んでしまったりします。
★野鳥などから感染が広がると言えられています。
★人には、感染した鳥の肉や血液、特に乾燥した糞が埃となり吸い込んだ場合などに感染する危険性があります。
(人獣共通の法定伝染病)

発生は

近年、東州・北米・アジア各地域で流行しており、日本でも、79年ぶりに山口県の1戸の農家で発生しました。

しかし

★山口県の発生農家では、法律に基づき移動制限区域を設けるなど、まん延防止、感染防衛の徹底のための作業が進められています。
★ウイルスは熱に弱く、75度で1分、100度では一回で死んでしまいます。

★感染者から人への感染の例はありません。
★感染した鳥の肉や卵を食べた人が感染した事例も世界的にありません。

ですから
**鶏肉・鶏卵は
安心して
召し上がれます。**



鳥取県・(社)鳥取県畜産物衛生指導協会・鳥取県畜産技術協会

▲
個人情報保護 | リンク | 著作権 | ア



食品(鶏卵、鶏肉)を食べることによりインフルエンザウイルスが、
ることは世界的にも報告されていません。したがって鶏肉・鶏卵は
す。

これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって、鳥インフルエンザに
トに感染した例は、世界的に報告はありません。海外でヒトが感染
感染した鳥と密接に接触したヒトがごくまれに呼吸器を通じてウイ
に入り込んで感染したものと考えられています。

[鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方 >>>](#)

|| 鳥インフルエンザについて

[島根県安来市における高病原性鳥インフルエンザの疑いの
の発生を受けた防疫対策会議の開催 NEW!](#)

[鳥インフルエンザに関する相談窓口について NEW!](#)

鳥インフルエンザに関する相談は、県の関係機関に設置している窓
ています。

[海外や国内の野鳥などの発生状況と対応について](#)

[鳥取県の対応マニュアル](#)

[鳥インフルエンザの侵入防止対策について](#)

[野鳥及び愛玩鳥類に対する対応について](#)

公園自然課のホームページへ移動します。

[平成19年宮崎県、岡山県での発生時の県の対応](#)

[平成18年韓国での発生時の県の対応](#)

[平成16年山口県、大分県、京都府発生時の県の対応](#)

|| 鳥インフルエンザQ&A

[○鳥インフルエンザQ&A\(PDF 3.8MB\)](#)

(発行:鳥取県家畜畜産物衛生指導協会、監修:鳥取県)

[○高病原性鳥インフルエンザのQ&A \(\(独\)動物衛生研究所HP\)](#)

|| 報道提供資料

[■ 報道提供資料](#)

|| 発生予防のためのパンフレット等

- [消費者用 \(PDF:147KB\)](#)
- [養鶏農家用 \(PDF:152KB\)](#)
- [学校・幼稚園・保育園用 \(PDF:311KB\)](#)

関係課等のホームページ

鳥取県

- [鳥取県のインフルエンザ対策（ポータルサイト）](#)
- [健康政策課HP](#)
- [くらしの安心推進課HP](#)
- [公園自然課HP](#)

その他

- [農林水産省 鳥インフルエンザに関する情報](#)
- [独立行政法人動物衛生研究所 高病原性鳥インフルエンザ関連情報](#)
- [環境省 高病原性鳥インフルエンザに関する情報](#)
- [食品安全委員会 鳥インフルエンザについて](#)
- [国立感染症研究所感染症情報センター 鳥インフルエンザ](#)
- [厚生労働省 鳥インフルエンザに関する情報](#)

鳥インフルエンザに関する相談は、県の関係機関に設置している窓口で受け付けています。

■ 電話による相談窓口 NEW!

※相談は、24時間受け付けています。

防災当直 電話 0857-26-7950

なお、専門的な相談は以下の相談窓口をご利用ください。

■ 生産者の皆さんへの相談窓口 NEW!

■ 相談時間

午前8時半から午後5時15分

■ 生産者の皆さんへの相談窓口

相談先	所在地	電話番号、ファクシミリ メールアドレス	管轄地域
<u>鳥取県庁畜 産課</u>	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220	電話 0857-26-7287 ファクシミリ 0857-26-7292 chikusan@pref.tottori.jp	県全域
<u>鳥取家畜保 健衛生所</u>	〒680-1132 鳥取市国安210	電話 0857-53-2240 ファクシミリ 0857-53-6352 tottorikachiku@pref.tottori.jp	鳥取市 八頭郡 岩美郡
<u>倉吉家畜保 健衛生所</u>	〒682-0017 倉吉市清谷町二丁目132	電話 0858-26-3341 ファクシミリ 0858-26-8164 kurayoshikachiku@pref.tottori.jp	倉吉市 東伯郡
<u>西部家畜保 健衛生所</u>	〒689-4213 西伯郡伯耆町金屋谷1540-17	電話 0859-62-0140 ファクシミリ 0859-62-0143 seibukachiku@pref.tottori.jp	米子市 境港市 日野郡 西伯郡

■ 野鳥、愛玩鳥、食の安全に関する相談窓口 NEW!

■ 相談時間

午前8時半から午後5時15分

■ 相談窓口

相談窓口	所在地	電話番号、ファクシミリ メールアドレス	管轄地 域
<u>東部総合事 務所生活環 境局</u>	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	電話 0857-20-3675 ファクシミリ 0857-20-2103 toubuseikatsukankyo@pref.tottori.jp	鳥取市 八頭郡 岩美郡

<u>中部総合事務所生活環境局</u>	〒682-0802 2	電話 0858-23-3149 ファクシミリ 0858-23-3266 chubuseikatsukankyo@pref.tottori.jp	倉吉市 東伯郡
<u>西部総合事務所生活環境局</u>	〒683-0054 目160	電話 0859-31-9320 ファクシミリ 0859-31-9333 seibuseikatsukankyo@pref.tottori.jp	米子市 境港市 西伯郡 日野郡

【人のインフルエンザに関する相談窓口 NEW】

■相談時間

午前8時半から午後5時15分

■相談窓口

相談窓口	所在地	電話番号、ファクシミリ メールアドレス	管轄地域
<u>東部総合事務所福祉保健局</u>	〒680-0901 鳥取市江津730	電話 0857-22-5694 ファクシミリ 0857-22-5669 toubu_fukushihoken@pref.tottori.jp	鳥取市 八頭郡 岩美郡
<u>中部総合事務所福祉保健局</u>	〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	電話 0858-23-3145 ファクシミリ 0858-23-4803 chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp	倉吉市 東伯郡
<u>西部総合事務所福祉保健局</u>	〒683-0802 米子市東福原一 丁目1-45	電話 0859-31-9317 ファクシミリ 0859-34-1392 seibu_fukushihoken@pref.tottori.jp	米子市 境港市 西伯郡 日野郡

▲ページ上部に戻る

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)



鳥インフルエンザ疑似患畜の発生に係る本県農家の緊急調査結果について

平成22年11月30日
畜産課

平成22年11月29日に島根県の養鶏農家において、鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、県内養鶏農家における異常の有無の確認等について、緊急調査及び指導を行った。

1 県内養鶏農場の緊急調査結果（平成22年11月30日 家畜保健衛生所調査）

家畜保健衛生所	調査対象養鶏農家	異常の有無
鳥取	8戸	全戸異常なし
倉吉	33戸	全戸異常なし
西部	47戸	全戸異常なし
計	88戸	

2 家畜保健衛生所による農家指導について

各家畜保健衛生所では養鶏農場の緊急調査を行った際に、養鶏農家に対し家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守について徹底するよう、養鶏農家に対して指導した。

また、西部家畜保健衛生所においては境港市に1カ所と米子市に2カ所設けられている消毒ポイントの積極的な利用を養鶏業者側から関係業者に促すことを指導した。

平成22年度補正予算の概要

6款 農林水産業費

2項 畜産業費

3目 家畜保健衛生費

畜産課(内線:7286)

(単位:千円)

事業名	(新)高病原性鳥インフルエンザ緊急対策事業
-----	-----------------------

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

島根県において高病原性鳥インフルエンザが発生したことを鑑み、県内養鶏農場における緊急消毒を実施し、県内への侵入防止対策を徹底するとともに、今後の発生拡大等に速やかに対応できるよう対策を講じる。

2 主な事業内容

(単位:千円)

細事業名	事業内容
緊急侵入防止対策費	農場進入路・車両消毒、靴底消毒を実施するための消毒薬を県が購入し、養鶏農場の全戸(88戸)に緊急配布する。
消毒ポイント設置費	消毒ポイントの運営に係る経費。
生産物損失補償補助金	生産物の損失補償に係る経費。
防疫体制費	県内他農場に対する衛生指導を行う経費。 県内に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合を想定し、連絡体制の構築や有効な防疫措置を行うための、対策会議等開催経費。

※当面の防疫対応にかかる経費については、既存事業で対応。

なお、制限区域内に係るものについては国1/2の支援あり。

(参考:既存事業)

家畜伝染病予防事業のなかの鳥インフルエンザセーフティネット事業(平成22年度当初予算:115,450千円)